

Forward to "Alternative Carrier" Wi-Fi からひろがる未来を



第22期 定時株主総会招集ご通知

日時

2021年9月28日(火曜日) 午後1時00分



札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1 札幌証券取引所2階会議室

(「第22期 定時株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

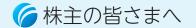
議決権行使期限 2021年9月27日 (月曜日) 午後6時まで

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場はお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

当日ご来場の株主様が30名を超える場合、新型コロナウイルス感染拡大防止のためご入場をお断りする対応をとらせていただきます。あらかじめご了承のほどよろしくお願い申しあげます。



証券コード:9450





代表取締役社長 猪又將哲

世の中は「情報化時代」と言われてはや数十年が経過しました。

しかし、インターネットの普及や通信技術の進化を見る限り、まだまだ「情報の時代」は発展途上にあります。

今後は、5Gなどに代表されるような「技術面での進化」、文字だけから画像や動画の活用といった「通信手段面での進化」、そして、混沌さが増すサイバー空間において個人情報などを保護する「安全面での進化」が一層重要になってくる、と当社では予想しています。

これらの領域においては既に当社は多くの実績を残していますが、今後さらにこれらの進化に如何に貢献できるかが問われてくると考えています。

さらに、この3つの進化に加え、当社ではそれらをより安価でより簡単に実現できるかにも注力しています。

利用者の経済的物理的負担が減れば、情報はさらに活発に飛び交うことになるでしょう。

これこそが情報の時代の進化をより加速させることに なると期待しています。

そういった情報の時代において、当社はより重要な役割を果たしていきたいと考えています。

進化に対して真摯に向き合い、株主様、利用者の皆さま、お客様、そして社員、すべてのステークホルダーに報いていきたいと考えています。

私たちファイバーゲートは、

Forward to "Alternative Carrier" をスローガンに、新たな形の通信キャリアを目指すべく全力を尽くしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご 支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。 株主各位

(証券コード9450) 2021年9月9日

札幌市中央区南1条西八丁目10番地3 第28桂和ビル

株式会社ファイバーゲート 代表取締役社長 猪 マ 將 哲

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は控えていただきますよう強くお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年9月27日(月曜日)午後6時までに到着するようご送付いただくか、インターネット上の議決権行使ウェブサイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスいただき議案に対する賛否をご入力いただきたくお願い申し上げます。なお、機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する「議決権行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少しております。そのため、当日ご来場いただいても、当社が感染拡大防止に適切に対応できると判断する数(30名を想定)を超える株主様がご来場された場合には、入場をお断りする対応をとらせていただきます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、本総会におきましては、当日会場にご来場されなくても、株主総会当日の議事進行の状況をライブ配信でご確認いただけます。別紙をご確認ください。

また、当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減および会社の事業継続の観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみの出席とさせていただく可能性等がありますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

敬具

記

1.日 時 2021年9月28日(火曜日)午後1時00分(受付開始:午前12時30分)

2.場 所 札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1

札幌証券取引所 2階会議室

3. 目的事項

報告事項 1. 第22期(2020年7月1日から2021年6月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第22期 (2020年7月1日から2021年6月30日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬額設定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の金銭報酬額設定の件

第7号議案 監査等委員である取締役以外の取締役に対する短期株式報酬に係る報酬決定の件

第8号議案 監査等委員である取締役以外の取締役に対する長期株式報酬に係る報酬決定の件

第9号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬に係る報酬決定の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

1. 株主総会にご出席いただけない場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

- 2. 次の事項は、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (https://www.fibergate.co.jp) に記載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした 対象の一部であります。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
 - ②事業報告の「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
 - ④連結計算書類の「連結注記表」
 - ⑤計算書類の「株主資本等変動計算書」
 - ⑥計算書類の「個別注記表」
- 3. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ(https://www.fibergate.co.jp)に記載いたしますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎新型コロナウイルスの感染が拡大しており、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、 インターネット上の当社ホームページ(https://www.fibergate.co.jp/)にてお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のためのご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様におかれましては、本総会へのご来場を控えていただきますようお願い申し上げます。議決権の行使につきましては、書面またはインターネットによる方法をご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、当社では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本総会の開催および運営に関し、下記の対応をとらせていただくことといたします。ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- ・本総会の会場スタッフは、マスクを着用して応対させていただきます。
- ・本総会の会場入□付近にアルコール消毒液を配備いたします。また、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・ご出席の株主様には本総会の会場内において間隔をあけてご着席いただきますので、会場スタッフの案内に従っていただきますようお願い申し上げます。
- ・本年は、座席間隔を拡げるため、本総会会場の座席数が例年より大幅に減少いたします。その ため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ・発熱や咳などの症状のある株主様やその他体調不良の株主様には本総会会場への入場をお断り する場合がございます。また、ご来場の株主様に対しまして、本総会の会場スタッフが体温測定 をさせていただくことがございます。
- ・本総会に出席する役員は、マスクを着用させていただく場合がございます。
- ※ ご出席の株主様へのお土産の配布はございません。
- ※ 本総会当日の模様はウェビナー形式でも開催いたします。詳細につきましては、同封の別紙を ご覧ください。
- ※ 本総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合には、 当社ホームページ(https://www.fibergate.co.jp/)に掲載いたしますので、当社ホームページにおける発信情報をご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上 げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、 同封の議決権行使書用紙を会場受付 へご提出ください。

株主総会開催日時

2021年9月28日 (火曜日) 午後1時00分



書面(郵送)で議決権を 行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案の賛 否をご表示のうえ、ご返送くださ い。

行使期限

2021年9月27日 (月曜日) 午後6時到着分まで



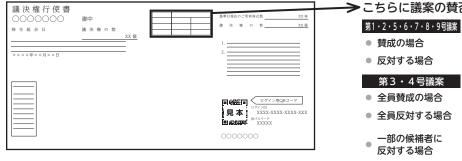
インターネットで議決権を 行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2021年9月27日 (月曜日) 午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 「替」の欄に〇臼
- 「否」の欄にO印

- 「賛」の欄に〇印 >>>
- - [否] >>> の欄に〇印
- の欄に〇印をし、 反対する候補者の番号を ご記入ください。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱 いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いい たします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を 行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力 する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- **2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



3 新しいパスワードを登録する



4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間午前9時~午後9時)

(添付書類)

事 業 報 告(2020年7月1日から2021年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2020年7月1日から2021年6月30日まで)における情報通信業界は、物理的・近距離の繋がりから通信を用いて繋がる社会への変革がますます進み、IoTやクラウドへの移行が如実に見られる段階に進んでまいりました。様々な産業におけるデジタルトランスフォーメーション(以下DX)の波は通信技術の需要を増加させ、当業界に期待される役割は今後も膨らむものと想定しております。

また2年目に突入した新型コロナウイルス感染症の影響により、ニューノーマルと呼ばれる新しい生活様式が社会に浸透し、通信は社会基盤・インフラストラクチャーの一つと数えられるようになりました。現在、Wi-Fi設置は賃貸マンションにほぼ必須の条件とされております。

このような中、当社は当連結会計年度にこのような事業活動を行ってまいりました。

(事業セグメント)

ホームユース事業におきましては、賃貸集合住宅における通信サービス需要は従来の市場拡大基調を継続しており、引き続き通信サービス提供戸数を増加させるよう努めて参りました。第4四半期には通信回線の仕入先の通信システム入れ替えに伴うWi-Fi開通工事の遅延が同四半期の業績に影響を与えており、同開通工事は新事業年度の第1四半期にて吸収しております。コスト削減努力の成果もあり、前年比で増益となりました。

これらにより、セグメント売上高7,067,217千円(前期比23.7%増)、セグメント利益1,871,344千円(前期比22.1%増)と増収増益になりました。

ビジネスユース事業におきましては、緊急事態宣言の再発令やまん延防止等重点措置の複数回実施による飲食店の休業や外出の自粛要請は断続的に続いており、バス車内Wi-Fiなどの交通機関向け需要や観光施設、飲食店向けの通信サービス等は未だ回復しておりませんが、コスト削減努力による費用減少で、前年度利益を超えることができました。

これらにより、売上高1,353,967千円(前期比20.9%減)、セグメント利益441,535千円(前期比3.6%増)と減収増益になりました。

また当社グループは当連結会計年度において、グループ子会社各社で積極的な活動を行ってまいりました。

㈱BizGenesisで企業向けWi-FiやイベントWi-Fi等の需要開発を行い、また大型病院への補助金対象に病院内の通信設備が含まれたことにより、病院向けWi-Fiを積極的に販売し全国の需要喚起を行っております。

㈱FG-LabではFG Home IoTの研究開発に係る実験を行うため、大阪府豊中市にIoT対応マンションを建設し実験を開始しました。

2021年2月設立の㈱FGスマートアセットでは、設立初年度にあたる当連結会計年度に不動産売買による収益を獲得することができました。

㈱オフグリッドラボは2021年7月に設立し、通信事業と親和性の高い再生可能エネルギー(電力)の研究開発を進めてまいります。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高8,491,521千円(前期比14.4%増)、営業利益1,559,297千円(前期比26.3%増)、経常利益1,543,702千円(前期比27.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益1,019,439千円(前期比41.0%増)となり、売上高及び各利益において過去最高値を更新することができました。

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属 する当期純利益
8,491,521千円	1,559,297千円	1,543,702千円	1,019,439千円
^{前期比}	前期比	^{前期比}	^{前期比}
14.4%増	26.3%増	27.0%増	41.0%増

[セグメント別売上高]

	売	上 高 (千円)	構成比	前期比増減率	
事業区分	第20期 2019年6月期	(%)	(%)			
ホームユース事業	4,073,063	5,712,026	7,067,217	83.2	23.7	
ビジネスユース事業	1,373,332	1,712,413	1,353,967	16.0	△20.9	
そ の 他	-	-	70,337	0.8	-	
合 計	5,446,396	7,424,440	8,491,521	100.0	14.4	

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2. ホームユース事業·······インターネット無料マンションの構築、保守、運営、サポート、PB提供
 - 3. ビジネスユース事業……フリー Wi-Fi設備の構築、保守、運営、サポート、PB提供
 - 4. その他……不動産販売、不動産賃貸事業

なお、当連結会計年度より、従来「レジデンスWi-Fi事業」及び「フリーWi-Fi事業」としていた報告セグメントの名称を「ホームユース事業」及び「ビジネスユース事業」に変更しています。

また、2020年7月1日付の組織変更により、人件費等の各セグメントへの配賦方法を変更したことに伴い、前連結会計年度のセグメント情報については、当該変更を反映させるための組替えを行っております。

② 設備投資の状況

当社グループが当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は2,303,840千円であります。 その主なものは、サービス提供のための通信設備設置に伴う設備投資として、ホームユース事業向け設備投資2,073,723千円、ビジネスユース事業向け通信設備投資30,608千円、その他(不動産賃貸事業)の土地及び建物等の購入162,246千円であります。

- ③ 資金調達の状況 当連結会計年度において、当社は、第5回新株予約権の行使により18,104千円の資金調達を行いました。その他、経常的な運転資金の調達以外の重要な資金調達はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 株式会社BizGenesisは2021年3月1日をもって会社分割により当社の法人ネットワーク事業を承継しました。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受の状況 記載すべき重要な事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 記載すべき重要な事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得又は処分の状況 記載すべき重要な事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

Z	分	期別	第19期 (2018年6月期)	第20期 (2019年6月期)	第21期 前連結会計年度 (2020年6月期)	第22期 当連結会計年度 (2021年6月期)
売	上	高(千円)	3,977,485	5,446,396	7,424,440	8,491,521
経	常利	益(千円)	510,171	886,999	1,215,285	1,543,702
親分する	会社株主に る 当 期 純	帰属(千円) 利益	312,312	550,888	722,848	1,019,439
1 株	当たり当期約	吨利益 (円)	20.40	28.80	36.19	50.11
総	資	産(千円)	4,364,688	5,311,858	6,984,445	9,397,635
純	資	産(千円)	1,380,144	1,981,638	2,710,216	3,677,370
1 构	当たり純資	愛産額 (円)	72.46	101.03	133.52	180.40

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
 - 2. 当社は、2017年12月1日付で、普通株式1株につき50株の株式分割を行い、2018年9月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行い、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。
 - ② 当社の財産および損益の状況

X	分	期別	第19期 (2018年6月期)	第20期 (2019年6月期)	第21期 前事業年度 (2020年6月期)	第22期 当事業年度 (2021年6月期)
売	上	高(千円)	3,814,190	5,212,241	7,174,776	8,151,517
経	常利	益(千円)	367,055	678,887	982,027	1,284,140
当	期純利	益(千円)	216,925	414,510	569,994	847,415
1 构	k当たり当期純:	利益 (円)	14.17	21.67	28.54	41.66
総	資	産(千円)	4,178,240	4,975,464	6,295,969	8,295,471
純	資	産(千円)	1,236,964	1,702,287	2,277,667	3,033,748
1 杉	株当たり純資産	産額 (円)	64.94	86.79	112.21	148.83

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
 - 2. 当社は、2017年12月1日付で、普通株式1株につき50株の株式分割を行い、2018年9月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行い、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況 当社は親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況

会社名	住所	資本金	主要な事業の内容	当社の議決権の比率	関係内容
株式会社 NOIS	東京都港区	10,000千円	インターネット回 線取次事業	100.00%	役員の兼任あり
飛博網通科技 股份有限公司	台湾 台南市	500,000NT\$	機器開発・コール センター事業	100.00%	役員の兼任あり
株式会社 FG-Lab	東京都港区	35,000千円	開発受託事業、不 動産賃貸事業	100.00%	役員の兼任あり
株式会社 BizGenesis	東京都港区	30,000千円	通信サービス販売 事業	100.00%	役員の兼任あり
株式会社 FGスマート アセット	東京都港区	50,000千円	不動産の売買、賃 貸事業	100.00%	役員の兼任あり

⁽注) 2021年2月5日に株式会社FGスマートアセットを設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として世界経済の 不確実性が高まっております。そのような中で当社グループの経営基盤の強化と安定した成長を 実現するために対処すべき課題は、以下の通りであります。

①ホームユース事業

住環境向けのホームユース事業では、レジデンスWi-Fiサービスの新規契約獲得及びシェア拡大を目標に掲げ、邁進して参ります。引き続き在宅勤務者が増加する時勢により、全国の賃貸マンションでWi-Fi通信環境の需要は増加する一方であり、営業人員の増加及び新たなパートナーの獲得により営業力の強化に努めます。

FG Home IoTの開発も順調に進んでおり、リモートワークの通信品質向上やセキュリティ強化と共に、賃貸マンションの通信需要獲得とサービス単価アップに貢献する目論見であります。

②ビジネスユース市場の開拓

ビジネスユース事業は、昨年度までのフリーWi-Fi事業に加え、新たに中規模〜小規模事業者の市場向けのオンライン化支援をテーマとするサービスを開発いたします。市場開拓のため、既存販売パートナー様との関係を強化し、かつ新たな販売パートナー様との関係を構築いたします。これらはグループ会社の株式会社BizGenesisで実行して参ります。

③社内システムの効率化・生産性向上

会社規模拡大に伴う業務の煩雑化に対応し、社内業務の効率化及び生産性向上が必須と考えております。そのため当社の基幹システムの改修や外部サービスの利活用を実施いたします。

その一環として、財務経理業務のリモートワークを推進するシステムを社内に導入し実証実験を行ったのち、オンライン化支援業務のノウハウとして構築して参ります。

④内部統制の安定運用とコンプライアンスの遵守

当社は2018年に証券市場に上場し、以降3年間は内部統制監査の対象外でしたが、第22期からは外部監査である内部統制監査の対象となりました。これまでも内部統制の整備運用を実行して参りましたが、今年度以降は更に深度高く、内部統制の遵守姿勢を崩さぬよう対応して参ります。

同時にコーポレート・ガバナンス・コードの各項目への対応も順次進めて参ります。東京証券取引 所の市場構造の変更を見据えた、証券市場での当社の在り方を検討して参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容(2021年6月30日現在)

+	セグメントの名称		主要な事業内容(主要な品目・サービス)
ホ ー	ムユース	事業	インターネット無料マンションの構築、保守、運営、サポート、PB提供
ビジ	ネスユース	事業	フリー Wi-Fi設備の構築、保守、運営、サポート、PB提供
そ	\mathcal{O}	他	不動産販売、不動産賃貸事業

(6) 主要な営業所(2021年6月30日現在)

① 当社の主要な事業所

名称	所 在 地
本 社	北海道札幌市中央区南1条西八丁目10番地3 第28桂和ビル
東京オフィス	東京都港区芝大門二丁目10番12号 ΚDX芝大門ビル
大阪オフィス	大阪府大阪市中央区瓦町三丁目3番7号 瓦町KTビル
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中区錦一丁目20番10号 HR・NET伏見ビル
福 岡 オ フ ィ ス	福岡県福岡市博多区中洲5丁目6-10 LA博多
一	宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番18号 オークツリー榴岡

② 子会社の事業所

名称	所 在 地
株式会社NOIS	東京都港区芝大門二丁目10番12号 ΚDX芝大門ビル
飛博網通科技股份有限公司	台湾台南市安平區華平路672巷8號4樓
株式会社FG-Lab	東京都港区芝大門二丁目10番12号 ΚDX芝大門ビル
株式会社BizGenesis	東京都港区芝大門二丁目10番12号 KDX芝大門ビル
株式会社FGスマートアセット	東京都港区芝大門二丁目10番12号 ΚDX芝大門ビル

(7) 従業員の状況 (2021年6月30日現在)

① 企業集団の従業員数

Σ	区分	前期末	当期末	当期中の増減	平均年齢	平均勤続年数
男	性	108名	127名	19名増	36歳3ヵ月	3年6ヵ月
女	性	72名	94名	22名増	32歳4ヵ月	3年8ヵ月
合計又	2は平均	180名	221名	41名増	34歳7ヵ月	3年6ヵ月

⁽注) 使用人数は就業人員であり、派遣社員およびアルバイトを含んでおりません。

② 当社の従業員数

X	分	使	用	人	数	平	均	年	龄	平	均	勤	続	年	数
男	性			119	名		3	6歳2ヵ	月			2	3年6	カ月	3
女	性	89名					32歳4ヵ月			3年9ヵ月]		
合計又	は平均			208	名		3	4歳7ヵ	月				3年7	7カ月]

⁽注) 従業員数は就業人員であり、派遣社員およびアルバイトを含んでおりません。

③ 女性管理職(役職者)の比率は以下のとおりであります。

女 性 管 理 職 の 比 率 25%									
ス E B 社 W ジ ロ 1 2370	女	性	管	理	職	の	比	率	25%

(8) 主な借入先の状況(2021年6月30日現在)

	借 入 先								借	入	金	残	高
株	式	会	社	北	海	道	銀	行			1,4	45,825千円	9
株	式	会	社		北	洋	銀	行			1,3	54,630千円	3
株	式	会	社	み	₫ "	ほ	銀	行			40	56,765千P	9
株	式	会	社		千	葉	銀	行			19	97,333千円	3
株	式	会	社	1)	そ	な	銀	行			10	54,825千円	9
株	式	会	社		北	陸	銀	行			1.	24,735千円	9
株	式	会 천	Ξ	菱	U	F .	銀	行			1	11,980千円	9
株	式	会 1	生 三	Ξ Ξ	井 信	È 友	銀	行			1	11,104千円	9
北	海	j ì	首	信	Я	FI .	金	庫			1(09,151千円	9

⁽注) 上記金額には、社債の未償還残高を含めております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はございません。

2. 株式の現況 (2021年6月30日現在)

(1) 発行可能株式総数

79,100,000株

(2)発行済株式の総数

20.487.800株(自己株式103,672株を含む)

(注)ストック・オプションの行使による新株式発行を行ったため、発行済株式の総数は85,400株増加しております。

(3) 株主数

8,152名

(4)大株主

株 主	名	持 株 数	持 株 比 率
猪又 將哲		5,322,400株	26.11%
株式会社MIコーポレーション		4,749,000株	23.29%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)		1,571,600株	7.71%
松本 泰三		1,092,400株	5.35%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(投信口)		1,051,700株	5.15%
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)		532,000株	2.60%
野村信託銀行株式会社(信託口)		307,100株	1.50%
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	ı	245,800株	1.20%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)		178,700株	0.87%
今川 茂範		150,700株	0.73%

(注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式 (103,672株) を控除して計算しております。

【所有者別株式分布状況】

	株式の状況(1単元の株式数100株)								
区分 政府及び地		双府及び地 金融機関		その他の法	外国法人等		個人その他	計	単元未満株 式の状況 (株)
	方公共団体	立附加利	引業者	人	個人以外	個人		ōl	(1本)
株主数(人)	_	17	24	75	48	13	7,975	8,152	_
所有株式数 (単元)	-	38,827	1,449	48,208	10,187	119	106,010	204,800	7,800
所有株式数の 割合(%)	_	18,96	0.71	23.54	4.97	0.06	51.76	100.00	_

(注) 自己株式103,672株は、「個人その他」に1,036単元及び「単元未満株式の状況」に72株を含めて記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権(ストック・オプション)の行使により、発行済株式の総数が85,400株、資本金が9,052千円、資本準備金が9,052千円それぞれ増加しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約 権の状況

		第4回新株予約権				
発行決議日		2017年3月31日				
新株予約権の数		457個				
新株予約権の目	的となる株式の種類と数	普通株式91,400株 (新株予約権1個につき200株)				
新株予約権の払	 込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない				
新株予約権の行 産の価額	使に際して出資される財	1株当たり90円				
権利行使期間		2019年 4 月 2 日から 2027年 4 月 1 日まで				
行使の条件		(注) 1				
	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 457個目的となる株式数 91,400株保有者数 1人				
役 員 の保 有 状 況	社外取締役	新 株 予 約 権 の 数 - 個目 的 と な る 株 式 数 - 株 保 有 者 数 - 人				
	監査役	新株予約権の数一個目的となる株式数一株保有者数一人				

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うものとする。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとする。
- ④ その他の条件は、今回の株主総会の決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。

- 2. 当社は、2017年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行い、2018年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行い、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、新株予約権の目的である株式の数および新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は分割後の数値で記載しております。
- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況** 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権の状況 該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役(2021年6月30日現在)

- 会社における 地 位	氏名	3	担	当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	いの また まさ 猪 又 將	が哲			株式会社MIコーポレーション 代表取締役 株式会社FG-Lab 取締役 株式会社BizGenesis 取締役 株式会社FGスマートアセット取締役
取締役副社長	松本泰	ぞう	グループ会社 全 社 統	及び 括	飛博網通科技股份有限公司 代表取締役 株式会社FG-Lab 代表取締役会長 株式会社BizGenesis 代表取締役会長 株式会社FGスマートアセット代表取締役
常務取締役	ts うず たか 濱 渦 隆	^{ふみ} 文	経営管理本	部長	株式会社FGスマートアセット監査役
取 締 役	石丸美	枝	経営管理副本	部長	公認会計士石丸会計事務所所長 株式会社じゃんぱら 社外取締役 株式会社FG-Lab 監査役 株式会社BizGenesis 監査役
取締役(社外取締役)	しの だ のぶ 篠 田 信	^{ゆき} 幸	報酬委員会委	員長	
取締役(社外取締役)	島畑知可	予			社労士事務所 Pirika Offie 代表 株式会社Pirika代表取締役
常勤監査役(社外監査役)	河 野 直	てる 輝			飛博網通科技股份有限公司 監査役
監査役(社外監査役)		<u></u>			弁護士法人PLAZA総合法律事務所代表社員 株式会社RSテクノロジーズ 社外監査役 株式会社東北エンタープライズ 社外取締役 株式会社パラダイムシフト 社外監査役
監査役(社外監査役)	鎌 田 啓	志			オフィスK. 代表

- (注) 1. 取締役篠田信幸氏、島畑知可子氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役河野直輝氏、小幡朋弘氏及び鎌田啓志氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役小幡朋弘氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
 - 5. 第21期定時株主総会において、島畑知可子氏が取締役に選任され就任いたしました。同定時株主総会終結の時をもって、取締役高杉顕氏が任期満了により退任いたしました。 監査役の異動はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役(業務執行取締役等を除く。)および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定がみとめられるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く。)または監査でが責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および事業報告11頁「1. (3)②重要な子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の 追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填する ものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

報酬委員会は社外取締役が議長を担うとともに、委員の過半数を社外役員で構成することで客観性・透明性強化しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a 基本方針

当社の取締役報酬につきましては、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的とし、経営責任負担への対価として、十分かつ適正な水準で支給することを基本方針としております。

- b 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する 方針
 - 該当事項はありません。
- c 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬が個人別の報酬等の額の全部を占めております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的な内容について 委任を受けるものとしております。その権限の内容は、取締役の報酬等の額またはその算定方法の 決定であり、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、経営方針及び目標に対する達成 状況、貢献度を総合的に勘案して決定することとしております。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、任意の報酬委員会を設 置し、代表取締役社長が、取締役の報酬等の額の決定過程において、任意の報酬委員会が審議を行 った取締役報酬計算方法等を十分に検討することとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

X	分	支給人員	報酬等の総額	摘	要
取締役		7名	53,220千円	(うち社外取締役2名	4,200千円)
監査役		3名	19,497千円	(うち社外監査役3名	19,497千円)
	āt	10名	72,717千円		

(注) 株主総会決議による報酬限度額は次のとおり決議いただいております。

150.000千円以内(2017年3月31日臨時株主総会決議)

当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち、社外取締役1名)です。

監査役 年額

30.000千円以内(2017年3月31日臨時株主総会決議)

当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が 判断した理由

報酬委員会で審議され、その内容を代表取締役社長が考慮した上で個人別の報酬を決定しており、 当社の決定方針に沿うものであると判断しております。

- ④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項
 - ・委任を受けた者の氏名・地位および担当 代表取締役計長 猪又將哲
 - ・委任された権限の内容・理由等

委任された権限の内容は、取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定であり、委任した理由 は当社業績を勘案しつつ、各取締役の担当について評価を行うには代表取締役が適任であると判断 したためです。

(5) 社外役員に関する事項(2021年6月30日現在)

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等の関係

地		位	J	氏	ۇ	2	兼	職	先	お	よ	V,	兼	職	内	容	
取	締	役	篠	#Ë	の <u>ぶ</u> 信	ゆき 幸											
取	締	役	ls 島	畑 知	5 n	亨	社労士事 株式会社[表					
監	査	役	河	野	なお	輝	飛博網通	科技服	殳份有	限公	司監査	查役					
監	查	役	小	if the	声	υz 3 Δ	弁護士法, 株式会社 株式会社, 株式会社,	RSラ 東北コ	テクノ エンタ	ロジープ	ーズ ライ	生外盟 ズ社タ	查役 取締				
監	查	役	鎌	të H	びる	志	オフィスト	く.代妻	Ę								

⁽注) 当社と上記各兼職先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	及100717-01	0.70 20 17 (770	
氏 名	取締役会 及び報酬 委員会	監査役会	出席状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
Joo だ のぶ ゆき 篠 田 信 幸	取締役会 15回中 15回出席 (100%) 報酬委員会 9回中 9回出席 (100%)	_	当事業年度に開催された取締役会(書面開催を除く)15回の全てに出席いたしました。取締役会において当社の経営判断に関し適法性、妥当性の面から監視し、モニタリング機能を果たし、当社の経営戦略に関する助言・提言、当社取締役会の客観性およびコーポレート・ガバナンスの向上につながる助言・提言を行っております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である報酬委員会の委員長として、取締役の報酬決定方法についての審議を主導し、委員会としての答申案を取り纏めております。
島 焼 気 前 子	取締役会 11回中 11回出席 (100%) 報酬委員会 9回中 9回出席 (100%)	_	就任後に開催された取締役会(書面開催を除く)11回の全てに出席いたしました。主に社会保険労務士としての専門的見地から、社外取締役として客観的な視点で議案審議および適宜助言、提言を行っております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である報酬委員会にも出席し、社外の立場からの客観的な助言や意見交換を行っております。
河 野 直 輝	取締役会 15回中 15回出席 (100%) 報酬委員会 9回中 8回出席 (89%)	16回中 16回出席 (100%)	当事業年度に開催された取締役会(書面開催を除く)15回及び監査役会16回の全てに出席いたしました。長年に亘り事業会社に勤務し、事業企画部門の経験を豊富に有しており、また、店舗運営責任者として長きに亘り事業運営に携わってきたことから、経営陣から独立した客観的な視点で議案審議および適宜助言、提言を行っております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である報酬委員会にも出席し、社外の立場からの客観的な助言や意見交換を行っております。
小幡崩弘	取締役会 15回中 15回出席 (100%)	16回中 16回出席 (100%)	当事業年度に開催された取締役会(書面開催を除く)15回 及び監査役会16回の全てに出席いたしました。主に弁護士 としての専門的見地から、社外監査役として経営陣から独立 した客観的な視点で議案審議および適宜助言、提言を行って おります。

氏 名	取締役会 及び報酬 委員会	監査役会	出席状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
鎌田啓志	取締役会 15回中 15回出席 (100%) 報酬委員会 9回中 9回出席 (100%)	16回中 16回出席 (100%)	当事業年度に開催された取締役会(書面開催を除く)15回及び監査役会16回の全てに出席いたしました。長年に亘り中小企業診断士としての豊富な業務経験と経営全般および管理・運営業務に関する知見を有し、事業会社における経理・財務、人材開発、リスクマネジメントおよび経営戦略などに当社取締役会の客観性およびコーポレート・ガバナンスの向上につながる助言・提言を行っております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である報酬委員会にも出席し、社外の立場からの客観的な助言や意見交換を行っております。

- ③ 当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額該当する事項はありません。
- ④ 事業報告記載事項に関する意見 該当する事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

- (注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- (3) 会計監査人の報酬等に対して監査役会が同意をした理由 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠などについ て検討したうえで、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (4) 非監査業務の内容 該当事項はありません。
- (5) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査 人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- (6) 責任限定契約の内容の概要該当事項はありません。
- (7) 過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項 該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の拡大と株主の利益増加に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化に注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しつつも、ストック型収益の拡大のための成長投資を優先し、業績拡大による企業価値の向上を目指すことが株主の皆様に対する最大の利益還元につながると考え、成長投資を優先し業績拡大を目指していく方針は変わらないものの、期末時点において、期初想定の当期純利益を超過した場合に、超過分を原資とし、配当の増減については当期における経営及び財政状況、並びに配当の安定性・継続性を鑑み、配当額を決定してまいります。

当面は期末配当のみを予定とし、当事業年度末時点の株主様に対し、保有株式1株当たり4円の 期末配当を実施いたします。

連結貸借対照表 (2021年6月30日現在)

資産の部 科目金額	負 債 の	÷Ω
利 日 全 類		部
	科目	金額
【流 動 資 産】 3,920,415	【流 動 負 債】	2,378,439
現 金 及 び 預 金 2,196,433	貴 掛 金	522,864
売 掛 金 1,234,540	短 期 借 入 金	53,800
商 品 310,388	1年内償還予定の社債	160,000
販売用不動産 55,864 貯蔵品 1,024	1年内返済予定の長期借入金	946,507
貯 蔵 品 1,024 前 渡 金 16,335	リース債務	4,147
前 払 費 用 85,046	未 払 金	178,845
その他 26,146	未払費用	20,339
貸 倒 引 当 金 △5,363	未払法人税等	298,626
【固定資産】 5,475,034	賞 与 引 当 金	63,502
(有形固定資産) 5,246,822	株主優待引当金	23,443
建 物 154,979	その他	106,362
工具、器具及び備品 12,742		3,341,825
通信設備 4,841,976		50,000
構 築 物 10,135 リース資産 5,465		
リース資産 5,465 土 地 209,592	長期借入金	3,236,063
建 設 仮 勘 定 11,931		2,605
(無 形 固 定 資 産) 75,938	退職給付に係る負債	27,600
ソフトウェア 26,734	その他	25,556
ソフトウェア仮勘定 47,758	負 債 合 計	5,720,265
水 道 施 設 利 用 権 1,444		の部
(投資その他の資産) 152,273	【株 主 資 本】	3,677,096
投 資 有 価 証 券 13,109	資 本 金	488,727
敷 金 32,758	資 本 剰 余 金	406,285
繰 延 税 金 資 産 105,082	利 益 剰 余 金	2,882,655
破 産 更 生 債 権 等 444 そ の 他 2,073	自 己 株 式	△100,571
で の 他	【その他の包括利益累計額】	274
【繰延資産】 2,185	その他有価証券評価差額金	136
創 立 費 1,162	為替換算調整勘定	138
社 債 発 行 費 1,022	純 資 産 合 計	3,677,370
資 産 合 計 9,397,635	負債・純資産合計	9,397,635

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位:千円)

—————————————————————————————————————		金	額
【売 上 高】			8,491,521
【売 上 原 価】			4,140,404
	売 上 総 利 益		4,351,117
【販売費及び一般管理費】			2,791,819
	営業 利益		1,559,297
【営業外収益】			
受 取 利 息		24	
受取配当金		20	
為替差益		1,235	
ポイント収入額		3,942	
その他		867	6,091
【営業外費用】			
支払利息		18,785	
社債発行費償却		1,536	
その他		1,364	21,687
	経常 利益		1,543,702
【特別損失】			
固定資産除却損		27,178	
減損損失		39.515	66,694
	税金等調整前当期純利益		1,477,008
	法人税、住民税及び事業税	501,602	
	法人税等調整額	△44,033	457,569
	当 期 純 利 益 親会社株主に帰属		1,019,439
	税 芸 任 休 主 に 帰 偶 す る 当 期 純 利 益		1,019,439

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表 (2021年6月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
【流 動 資 産】	2,986,321	【流 動 負 債】	2,256,577
現金及び預金	1,354,742	買 掛 金	524,928
売掛金	1,196,780	1年内償還予定の社債	160,000
商品	310,388	1年内返済予定の長期借入金	930,359
貯 蔵 品	1,024	リース債務	4,147
前 渡 金	16,335	未払業の	181,765
前 払 費 用	83,618	未払費用	18,516
そ の 他	28,663	未 払 法 人 税 等 賞 与 引 当 金	244,577
貸 倒 引 当 金	△5,231	賞 与 引 当 金株 主 優 待 引 当 金	60,347 23,443
【固定資産】	5,308,127	休 土 曖 付 51 ヨ 並 そ の 他	108,491
(有形固定資産)	4,877,619	【固定負債】	3,005,145
建物	9,456	社	50,000
工具、器具及び備品	11,825	長期借入金	2,900,800
通信設備	4,841,976	リース債務	2,605
リ ー ス 資 産	5,465	退職給付引当金	27,300
建設仮勘定	8,896	そ の 他	24,439
(無形固定資産)	80,271	負 債 合 計	5,261,723
ソフトウェア	30,535		の部
ソフトウェア仮勘定	49,735	【株 主 資 本】	3,033,612
(投資その他の資産)	350,236	資 本 金	488,727
投資有価証券	3,054	資本剰余金	406,285
関係会社株式	216,746	資 本 準 備 金 その他資本剰余金	394,977
敷金金	32,457	その他資本剰余金 利 益 剰 余 金	11,307 2,239,171
繰延税金資産	96,655	その他利益剰余金	2,239,171
破 産 更 生 債 権 等	444	繰越利益剰余金	2,239,171
そ の 他	2,073	自己株式	△100,571
貸 倒 引 当 金	△1,194	【評価・換算差額等】	136
【繰 延 資 産】	1,022	その他有価証券評価差額金	136
社 債 発 行 費	1,022	純 資 産 合 計	3,033,748
資 産 合 計	8,295,471	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,295,471

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位:千円)

TN		^	(丰位・川川
科		金	額
【売 上 高】			8,151,517
【売 上 原 価】			4,087,911
	売 上 総 利 益		4,063,605
【販売費及び一般管理費】			2,764,619
	営 業 利 益		1,298,986
【営業外収益】			
受 取 利 息		15	
受取配当金		20	
為替差益		2,601	
ポイント収入額		3,942	
その他		866	7,448
【営業外費用】			
支 払 利 息		19,393	
社債発行費償却		1,536	
そ の 他		1,364	22,294
	経常利益		1,284,140
【特 別 損 失】			
固定資産除却損		27,178	
減 損 損 失		40,237	67,415
	税引前当期純利益		1,216,724
	法人税、住民税及び事業税	409,754	
	法人税等調整額	△40,444	369,309
	当期 純利益		847,415

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月23日

株式会社ファイバーゲート

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任

業務執行社員 指定有限責任

社 佐藤義 仁 ⑩

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ファイバーゲートの2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、株式会社ファイバーゲート及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の 財産及び指益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計 算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個 別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重 要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任があ る。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月23日

株式会社ファイバーゲート

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任

公認会計士

金子

靖

業務執行社員

指定有限責任

公認会計士 佐藤義 仁

(ED)

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファイバーゲートの2020年7月 1日から2021年6月30日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。) について監査を 行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準 拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示してい るものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査 の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当 監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人とし てのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切 であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企 業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視す ることにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等 の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められてい る。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況によ り、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果 について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について 報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等 に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査 の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人、内部監査室等からその職務の 執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、 本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社 については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応 じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任 あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部 統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月24日

株式会社ファイバーゲート 監査役会

 常 勤 監 査 役
 (社外監査役)
 河 野 直 輝 ⑪

 社 外 監 査 役
 小 幡 朋 弘 ⑪

 社 外 監 査 役
 鎌 田 啓 志 ⑪

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しつつも、ストック型収益の拡大のための成長投資を優先し、業績拡大による企業価値の向上を目指すことが株主の皆様に対する最大の利益還元につながると考え、成長投資を優先し業績拡大を目指していく方針は変わらないものの、期末時点において、期初想定の当期純利益を超過した場合に、超過分を原資とし、配当の増減については当期における経営及び財政状況、並びに配当の安定性・継続性を鑑み、配当額を決定してまいります。

以上を踏まえ、当面は期末配当のみを予定とし、当事業年度末時点の株主様に対し、保有株式 1株当たり4円の期末配当を実施いたします。

期末配当に関する事項

- 1. 配当財産の種類 金銭
- 2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき 金4円 配当総額 81.536.512円
- 3. 剰余金の配当が効力を生じる日 2021年9月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、上記の変更に伴い、条数の整備および文言の調整等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変更案		
第1章 総則	第1章 総則		
(機関)	(機関)		
第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、	第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、		
次の機関を置く。	次の機関を置く。		
(1)取締役会	(1)取締役会		
(新設)	(2) 監査等委員会		
(2) 監査役	(削除)		
(3) 監査役会	(削除)		
<u>(4)</u> 会計監査人	<u>(3)</u> 会計監査人		
2 当会社は、取締役会の決議により執行役員	2 当会社は、取締役会の決議により執行役		
を選任し、会社の業務を委嘱して執行させる	員を選任し、会社の業務を委嘱して執行さ		
ことができる。	せることができる。		
第5条~第19条 (条文省略)	第5条〜第19条 (現行どおり)		

現 行 定 款	変更案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数) 第20条 当会社の取締役 <u>は、7名以内と</u> する。 (新設)	(<u>取締役の</u> 員数) 第20条 当会社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、 <u>10名以内</u> とする。 <u>2</u> 当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。
(選任 <u>方法</u>) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	(取締役の選任) 第21条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 任期満了前に退任した監査等委員の取締役の選任決議は、累積投票によらない。
(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会の終結の時までとする。 (新設)	(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 3 補欠として選任された監査等委員の任期の満

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

現行定款

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

- までに各取締役および各監査役に対して発 するものとする。ただし、緊急の必要があ るときは、この期間を短縮することができ る。
 - 2 取締役および監査役の全員の同意があ るときは、招集の手続きを経ないで取締役 会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 (条文省略)

(取締役会の決議の省略)

第26条 (条文省略)

(新設)

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領お 第28条 取締役会における議事の経過の要領お よびその結果ならびにその他法令に定める 事項については、これを議事録に記載また は記録し、出席した取締役および監査役が 記名押印または電子署名する。

変更案

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前|第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対 し、会日の3日前までに発する。ただ し、緊急の必要があるときは、この期間 を短縮することができる。

(削除)

(取締役会の決議方法)

第25条 (現行どおり)

(取締役会の決議の省略)

第26条 (現行どおり)

(業務執行の決定の取締役への委任)

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項 の規定により、取締役会の決議によって 重要な業務執行(同条第5項各号に掲げ る事項を除く。) の決定の全部または一 部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

よびその結果ならびにその他法令で定め る事項は、議事録に記載または記録し、 出席した取締役がこれに記名押印または 電子署名する。

現 行 定 款	変更繁
(取締役会規程)	(取締役会規程)
第28条 (条文省略)	第29条 (現行どおり)
(役付取締役) 第29条 取締役会の決議により、取締役の中から、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。	(変更定款第30条第3項に移行)
 (代表取締役)	 (代表取締役および役付取締役)
第30条 取締役社長は、当会社を代表し、会社	第30条 当会社は、取締役会の決議によって、
の業務を統轄する。	監査等委員でない取締役の中から代表取締
	役を2名選定することができる。
2 取締役会の議決をもって、前条の役付	
取締役の中から会社を代表する取締役を	<u>務を執行する。</u>
2名定めることができる。	
(現行定款第29条から移行)	3 取締役会は、その決議によって、監査 等委員でない取締役の中から取締役会長 および取締役社長各1名、取締役副社 長、専務取締役および常務取締役各若干 名を選定することができる。
(報酬等)	(取締役の報酬等)
第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行	\ <u></u>
の対価として当会社から受ける財産上の利	よって監査等委員とそれ以外の取締役と
<u>益(以下、「報酬等」という。)は、株主総</u> 会の決議によって定める。	<u>を区別して</u> 定める。
 (取締役の責任免除)	 (取締役の責任免除)
第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定	1
により、取締役会の決議をもって、同法第	により、取締役会の決議をもって、同法第
I	

423条第1項の取締役(取締役であった者

を含む。) の損害賠償責任を法令の限度に

おいて免除することができる。

423条第1項の取締役(取締役であった者

を含む。) の損害賠償責任を法令の限度に

おいて免除することができる。

現 行 定 款	変更案
2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役会(業務執行取締役等であるものを除く。)の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役</u> (業務執行取締役等であるものを除く。)の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 <u>監査役および監査役会</u>	第5章 <u>監査等委員会</u>
<u>(員数)</u> 第33条 当会社の監査役は、5名以内とする。	(削 除)
(選任方法) 第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削 除)
(任期) 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
<u>(監査役会)</u> 第36条 監査役会は、常勤監査役が招集し、そ の議長となる。	(削 除)

て行う。

現行定款	変更案
20 10 72 27	
(監査役会の議事録)	(削 除)
第41条 監査役会における議事の経過およびそ	
の結果ならびにその他法令に定める事項は	
議事録に記載または記録し、出席した監査	
役がこれに記名押印または電子署名する。	
(新設)	(監査等委員会の招集通知)
	第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等
	委員に対し、会日の3日前までに発す
	る。ただし、緊急の場合には、この期間
	 を短縮することができる。
(新設)	 (監査等委員会の決議方法)
(1132)	第34条 監査等委員会の決議は、監査等委員の
	過半数が出席し、その過半数をもって行
	<u> </u>
(新設)	 (監査等委員会の議事録)
(A)TUZ/	第35条 監査等委員会における議事の経過の要
	領およびその結果ならびにその他法令で
	定める事項は、議事録に記載または記録
	し、出席した監査等委員がこれに記名押
	り、正席りた監査寺安貞がこれに記る押 印または電子署名する。
	<u> </u>
/±c=∩\	(於本笠禾号為相和)
(新設)	(監査等委員会規程)
	第36条 監査等委員会に関する事項は、法令
	または本定款のほか、監査等委員会に
	おいて定める監査等委員会規程による。

現 行 定 款	変 更 案
第6章会計監査人	第6章 会計監査人
<u>(会計監査人)</u> 第42条 当会社は会計監査人を置く。	(変更定款第4条に統合)
(選任 <u>方法</u>) 第 <u>43</u> 条 (条文省略)	(<u>会計監査人の</u> 選任) 第 <u>37</u> 条 (現行どおり)
(任期) 第 <u>44</u> 条 (条文省略)	(<u>会計監査人の</u> 任期) 第 <u>38</u> 条 (現行どおり)
(報酬等) 第 <u>45</u> 条 会計監査人の報酬等は、 <u>取締役社長が</u> <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第 <u>39</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が 監査等委員会の同意を得て定める。
第7章 計算	第7章 計算
第 <u>46</u> 条~第 <u>49</u> 条 (条文省略)	第 <u>40</u> 条〜第 <u>43</u> 条 (現行どおり)
(新設)	附則
(新設)	(監査役の責任免除に関する経過措置) 1 当会社は、第22期定時株主総会終結前 の行為に関する会社法第423条第1項所 定の監査役(監査役であった者を含 む。)の賠償責任を、法令の限度におい て、取締役会の決議によって免除するこ とができる。

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件

提案の理由

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員(6名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案が原案通り承認された場合、監査等委員を除く取締役7名のうち2名を東京証券取引 所及び札幌証券取引所の定める独立役員とする予定であります。

(取締役候補者の選定)

当社は、企業理念に基づき、その理念を高いレベルで体現し、当社グループの更なる発展に貢献することを期待できる人物を取締役候補者として選定し、その任期を1年として、毎年の株主総会でその選任をお諮りすることを基本方針としております。

具体的には、IT業界、金融業界、会社経営、法曹、行政、コンサルティング等の分野で指導的役割を果たし、豊富な実務経験、専門的知見等を有しており、適切な経営の意思決定および監督を行うことができる者を取締役会が取締役候補者として選定しております。またスキルの多様性・バランスを考慮したうえで選任しております。

本総会において取締役選任に係る議案が原案通り承認された場合、7名の取締役が就任することとなりますが、適切な経営の意思決定および監督を行うに当たり、適正な規模と考えております。また、当社は取締役の多様性も重視しており、取締役候補者7名のうち女性2名を選定しております。

監査等委員を除く取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ž A		氏	ź	名		当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	再任	いの 猪	st. V	*************************************	が哲		代表取締役社長	150/150 (100%)
2	再任	** ^{>}	^{もと} 本	*************************************	ぞう <u>=</u>		取締役副社長 グループ会社及び全社統括	150/150 (100%)
3	再任	はま	うず 渦	_{たか} 隆	^{ふみ} 文		常務取締役 経営企画本部長	150/150 (100%)
4	再任	占	丸	, 美	枝		取締役 経営管理本部長兼財務経理部長	150/150 (100%)
5	再任	Lの 篠	Æ ⊞	のぶ 信	pet 幸	社外独立	取締役 報酬委員会委員長	150/150 (100%)
6	再任	ls B	ut 畑 矢	5 b	子	社外独立	取締役	11回/11回 (100%)
7	新任	かね 金	亨		県		常務執行役員 営業推進本部長兼事業開発部長	_

再 任 再任取締役候補者

新 任 新任取締役候補者

社 外 社外取締役候補者

東京証券取引所及 び札幌証券取引所 の定めに基づく独 立役員候補者

独立

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	所有する 当社の株式 数		
1	猪 艾 將 哲 (1965年2月26日生) 【取締役候補者】	1987年 4 月 興亜火災海上保険株式会社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 入社 1995年12月 株式会社マイネット代表取締役 2003年11月 当社代表取締役社長 (現任) 2008年12月 株式会社LEOC監査役 2011年 6 月 株式会社MIコーポレーション代表取締役 (現任) 2020年 1 月 株式会社FG-Lab取締役 (現任) 2020年 3 月 株式会社FGスマートアセット取締役 (現任) 2021年 2 月 株式会社オフグリッドラボ代表取締役社長 (現任)	5,322,400株		
	取締役候補者とした理由	当社設立時から代表取締役社長を務め、この期間を通して当 リードし、一つでも多くの「ありがとう」を集めるという、当 化を形成・涵養してきました。事業戦略の展開という面から加 一プを指導し、自ら責任を持って率先垂範して臨み、業績を何 います。このような業績、経験、培われた見識や人脈は、引き 締役会の意思決定に資するとともに、当社事業のグローバル展 値向上に有益であり、取締役候補者といたしました。	当社の企業文 Sく当社グル 申ばし続けて S続き当社取		
	特別の利害関係 猪又氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。				

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]		所有する 当社の株式 数
2	松 本 泰 三 (1964年8月30日生) 【取締役候補者】 再 任	1990年 4 月 1996年11月 2000年 4 月 2009年10月 2013年 9 月 2018年 9 月 2020年 1 月 2020年 7 月 2021年 2 月	ソニー株式会社(現ソニーグループ株式会社) 入社 株式会社リバティネット代表取締役 株式会社ギガプライズ取締役 同社代表取締役 当社専務取締役 飛博網通科技股份有限公司代表取締役(現任) 当社取締役副社長営業推進本部長 株式会社FG-Lab代表取締役会長(現任) 株式会社BizGenesis代表取締役会長(現任) 当社取締役副社長グループ会社及び全社統括 (現任) 株式会社FGスマートアセット代表取締役社長 (現任)	1,092,400株
	取締役候補者とした理由	え、経営に関す 拡大と持続的な	長年にわたる通信関連事業での業務執行を通じた豊富な経験と実績に え、経営に関する見識を有しております。当社および当社グループの事 拡大と持続的な企業価値向上に努め、経営の重要事項の決定および業務 行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、取締役候補者 いたしました。	
	特別の利害関係	松本氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	所有する 当社の株式 数		
3	灣 渦 隆 文 (1976年1月20日生) 【取締役候補者】 再任	2000年4月 株式会社エリアクエスト入社 2000年12月 株式会社ベンチャー・リンク入社 2007年4月 オリックス・キャピタル株式会社入社 2011年2月 当社入社 経営企画室長 2011年6月 株式会社賃貸生活取締役社長 2013年1月 当社執行役員経営管理本部長 2014年3月 当社常務取締役経営管理本部長 2016年3月 当社常務取締役経営管理本部長 2018年9月 当社常務取締役経営管理本部長 2021年2月 株式会社FGスマートアセット監査役(現任) 2021年7月 当社常務取締役経営企画本部長(現任)	37,800株		
	取締役候補者とした理由	当社入社以来、経営企画部門・営業部門の業務に従事し、現在は経営企画本部を統括しております。主に経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に携わり、管理部門・営業部門の強化に推進してまいりました。当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			
	特別の利害関係	濱渦氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。			

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	所有する 当社の株式 数		
4	石 丸 美 校 (1969年11月2日生) 【取締役候補者】	1997年11月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人) 入所 2003年4月 公認会計士登録 2011年5月 税理士登録 2012年6月 株式会社電算取締役 2018年7月 株式会社じゃんぱら社外取締役(現任) 2018年9月 当社社外取締役 2019年9月 当社取締役経営管理副本部長兼財務経理部長 2020年1月 株式会社FG-Lab監査役(現任) 2020年3月 株式会社BizGenesis監査役(現任) 2021年7月 当社取締役経営管理本部長兼財務経理部長(現任)	8,000株		
	取締役候補者とした理由	当社入社以来、経営管理部門の業務に従事し、現在は経営管理本部を統括しております。経営管理部署の業務執行の監督等に携わり、財務経理部門の管理監督を行って参りました。また公認会計士としての豊富なキャリアと専門的な知識と経験を有していることから当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			
	特別の利害関係	石丸氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。			

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	所有する 当社の株式 数	
5	(1951年8月30日生) 【社外取締役候補者】 再任 社外 独立	1974年 4 月 株式会社西武百貨店入社 1995年 3 月 同社人事部人事一課長兼池袋人事部長 1997年 3 月 株式会社ロフト入社 2002年 9 月 同社執行役員 2008年 5 月 同社取締役執行役員経営企画担当 2011年 3 月 同社管理部門担当 2016年 4 月 株式会社シチズンリテイルプランニング入社 2016年 6 月 当社社外取締役(現任) 2020年 1 月 当社報酬委員会委員長(現任)	3,800株	
	社外取締役候補者とした 理由及び期待される役割	これまで培われた経営マネジメントに関する豊富な知識と経験に基づき、客観的な視点から当社の経営全般に対する監督の遂行と的確な助言を期待し、社外取締役候補者といたしました。選任後は、経営経験者としての専門的な知見を活かし、主に経営的な目線から経営計画の策定等に関し取締役会等においてご発言をいただくとともに経営計画の進捗状況等につき監督していただくことを期待します。		
	特別の利害関係 篠田氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。			

候補者番号	氏 名 (生年月日)	 略歴、当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況] 	所有する 当社の株式 数			
6	島 畑 知 可 子 (1985年1月30日生) 【社外取締役候補者】 再任 社外 独立	2007年4月新光証券株式会社(現みずほ証券株式会社)札幌支店 入社2012年10月日本年金機構札幌西年金事務所 入所2013年4月社会保険労務士登録2013年4月社労士事務所Pirika Office代表(現任)2020年6月株式会社Pirika代表取締役(現任)2020年9月当社社外取締役(現任)	一株			
	島畑氏は、社会保険労務士の資格を持ち、人事労務において リアと専門的な知識と経験を有しております。その知識と経験 社外取締役候補者とした 理由及び期待される役割 選任後は社会保険労務士としての専門的な知見を活かし、主に 観点から経営全般の監督機能および利益相反の監督機能の強化 いただくことを期待します。					
	特別の利害関係	島畑氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。				

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	所有する 当社の株式 数
7	金 字 尚 (1966年4月25日生) 【取締役候補者】 新任	1989年 4 月 青梅信用金庫入社 1994年 7 月 株式会社大阪有線放送社 (現株式会社USEN) 入社 2009年 6 月 株式会社UCOM入社 2013年10月 当社入社 マンションISP事業本部東日本営業部長 2015年 7 月 当社執行役員営業本部東日本営業部長 2016年 7 月 当社上級執行役員営業本部東日本営業部長 2020年 2 月 当社常務執行役員営業推進本部レジデンスWi-Fi営 業部長 2021年 2 月 株式会社FGスマートアセット取締役 (現任) 2021年 7 月 当社常務執行役員営業推進本部長兼事業開発部長 (現任)	110,800株
	取締役候補者とした理由	長年にわたる通信関連事業での業務執行を通じた豊富な経験え、経営に関する見識を有しております。また当社入社以来、業務に従事し、現在は営業推進本部を統括しております。主は事項の決定および業務執行の監督等に携わり、営業部門の強付まいりました。当社における豊富な業務経験と経営全般に関すしていることから、当社取締役として適任であると判断し、国といたしました。	営業部門の に経営の重要 に推進して する知見を有
(33.)	特別の利害関係	金子氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	

(注)

- 1. 「所有する当社の株式数」については、各候補者の2021年6月30日現在の所有株式数を記載しております。
- 2. 篠田信幸氏及び島畑知可子氏は、社外取締役候補者であります。両氏が取締役として選任された場合当社は両氏を引き続き東京証券取引所及び札幌証券取引所が定める独立役員とする予定であります。
- 3. 社外取締役候補者であります篠田信幸氏及び島畑知可子氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、篠田信幸氏は5年、島畑知可子氏は1年となります。
- 4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告20頁をご参照ください。
- 5. 当社は、社外取締役として独立性の高い適切な人材を迎えられるよう、定款において、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる旨を定めております。これにより、篠田信幸氏及び島畑知可子氏とは、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定です。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

提案の理由

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号			氏		名	当社における 地位及び担当	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況
1	新任立	#: 	哲	朗		内部監査室長	_	_
2	新任	i [‡] t∈	別	3 <u>7</u>	社外	社外監査役	150/150 (100%)	160/160 (100%)
3	新任鎌	だ 田	改る	志	社外独立	社外監査役	150/150 (100%)	16回/16回 (100%)

候補者番号		略歴、当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	所有する 当社の株 式数				
1	立 由 哲 朗 (1949年11月22日生) 【監査等委員である取締役候補者】	1973年 4 月 北海道銀行入行 2002年 7 月 株式会社キョクイチロジ常務取締役 2003年 5 月 株式会社マルキタ常務取締役 2006年 5 月 株式会社マルキタ代表取締役社長 2014年 6 月 株式会社キョクイチ専務取締役 2014年 6 月 株式会社キョクイチロジ監査役 2014年 6 月 東和食品株式会社監査役 2017年 4 月 株式会社キョクイチホールディングス専猟が締役 2017年 5 月 株式会社マルキタ監査役 2018年10月 当社入社 2019年 6 月 富建地が卸売市場社会が投票資役 (現日)	4,000株				
	監査等委員である取締 役候補者とした理由	立田氏は、長年にわたり銀行業界にて従事し北海道経済を支えたしてこられました。これまで培われた経営マネジメントに関す 識と経験に基づき、客観的な視点から当社の経営全般に対する監的確な助言を期待できること、及び当社の内部監査室長に就任し部監査の視点で社内の監督が期待できることから、監査等委員で候補者といたしました。	る豊富な知 督の遂行と でおり、内				
	特別の利害関係	立田氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。					

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	所有する 当社の株 式数			
2	小 幡 崩 弘 (1975年10月15日生) 【監査等委員である取 締役候補者】 新任 社外 独立	2005年10月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 2005年10月 平出法律事務所 (現平出・高橋法律事務所) 入所 2012年 1 月 弁護士法人太田・小幡総合法律事務所共同設立東 京事務所代表 2013年 6 月 株式会社RSテフノロジー社が監査役 (現日) 2015年11月 株式会社東北エンタープライズが関係役 (現日) 2016年 6 月 当社社外監査役 (現任) 2020年 5 月 弁護士法人RAZA総合法事務所代表は員 (現日) 2021年 5 月 株式会社『ラダイムシフト社が監査役 (現日)	3,800株			
	役候補者とした理由及 び期待される役割	小幡氏は、弁護士の資格を持ち、法務において豊富なキャリアと専門的な 知識と経験を有しております。その知識と経験を当社の取締役会体制に活か していただくため、監査等委員候補者といたしました。選任後は弁護士とし ての専門的な知見を活かし、主に法務の観点から経営全般の監督機能および 利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。				
	特別の利害関係	小幡氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。				

候補者番号		略歴、当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	所有する 当社の株 式数			
3	鎌 田 啓 志 (1957年2月20日生) 【監査等委員である取締役候補者】 新任 社外 独立	1979年 4 月 早坂会計事務所入所 1980年 5 月 フランスベット販売株式会社入社 1982年 4 月 社団法人北海道商工指導センター入職 1986年 4 月 中小企業診断士登録(商業208717) 2000年 4 月 財団法人北海道中小企業総合支援センター(現公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)入職 2015年 4 月 同法人企業振興部長 2016年 4 月 同法人経営支援部参与 2017年 4 月 オフィス K. 代表(現任)	一株			
	監査等委員である取締 役候補者とした理由及 び期待される役割	重を即待し、 社外収締役候補者といたしました。 選任後は、 経営経験者とし、				
	特別の利害関係	鎌田氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。				

(注)

- 1. 「所有する当社の株式数」については、各候補者の2021年6月30日現在の所有株式数を記載しております。
- 2. 小幡朋弘氏及び鎌田啓志氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。小幡朋弘氏及び鎌田啓志氏が取締役として選任された場合、当社は両氏を引き続き東京証券取引所及び札幌証券取引所が定める独立役員とする予定であります。
- 3. 小幡朋弘氏及び鎌田啓志氏は、現に当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって小幡朋弘氏は5年3ヶ月、鎌田啓志氏は4年5ヶ月となります。
- 4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保
- 5. 険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告20頁をご参照ください。

5. 当社は、社外監査役として独立性の高い適切な人材を迎えられるよう、現行定款において、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる旨を定めております。これにより、小幡朋弘氏及び鎌田啓志氏とは、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。第2号議案が承認され、両氏の選任が承認された場合、上記と同内容の責任限定契約を社外取締役として締結予定です。

(ご参考) 取締役候補者のスキルマトリックス

	監査等	社外 役員	企業経営	CEOの 経験	ESG · SDGs	財務会計	人 事 労務	法務・コ ンプラ イアン ス	営業戦略・マーケティング	新規事 業・テ クノロ ジー
猪又 將哲										
松本 泰三				•			•			
濱渦 隆文			•			•	•	•	•	
石丸 美枝			•		•	•	•			
篠田 信幸										
島畑 知可子										
金子 尚									•	
立田 哲朗								•		
小幡 朋弘	•	•	•					•		
鎌田 啓志								•		

第5号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の金銭報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2017年3月31日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬額を、年額350百万円以内(うち社外取締役分は年額50百万円以内)と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、事業報告21頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)と変更することを予定しております。

本議案は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数および他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬枠を決定するものであります。また、上記のとお り、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しておりますところ、当該 変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも、本議案は必要かつ相当な内 容であると判断しております。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は7名(うち社外取締役2名)となります。変更前の取締役は6名であります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の金銭報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役以外の取締役に対する短期株式報酬に係る報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬額は、第5号議案を原案どおりご承認いただいた場合、年額350百万円以内(うち社外取締役分は年額50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)となりますが、今般、当社の監査等委員である取締役以外の取締役(社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)に取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することなどにより当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠及び第8号議案における報酬枠とは別枠で、対象取締役を対象として新たに短期株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することにつきご承認をお願いいたします。

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、その概要は事業報告21頁に記載のとおりですが、本議案をご承認いただいた場合には、その内容を末尾に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該方針に沿う内容の対象取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、本議案に基づき対象取締役に1年間に発行又は処分される株式の上限数の発行済株式総数(2021年6月30日時点)に占める割合は約0.07%であります。そのため本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

また、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

1. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、毎年の定時株主総会の開催日からその翌年の定時株主総会の開催日までの期間(以下、かかる期間を各々「役務提供期間」といいます。)にわたって対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会にて定める地位を有していること等を条件として、下記3(1)に定める算定方法により算定される数の当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を各役務提供期間終了後に交付するものです。

2. 本制度に係る報酬の上限額及び株式総数の上限

本議案に基づき、対象取締役に支給する各役務提供期間に係る報酬の上限額は50百万円以内、対象取締役が発行又は処分を受ける各役務提供期間に係る当社株式の総数は15,000株以内といたします。なお、下記3(1)に定める算定方法により算出される付与金額の総額又は交付株式数の総数について、上限金額又は上限株数を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲で、各対象取締役に対して交付する株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させることといたします。また、本議案が承認可決された日以降、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無

償割当てを含みます。以下同じです。)によって増減する場合は、併合・分割(若しくは割当)の比率を乗じて上限株式数を調整いたします。加えて、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

3. 本制度における報酬等の内容

(1) 本制度における報酬等の算定方法

当社は、本制度において、下記に定める算定方法により、各対象取締役に交付する当社株式の数を決定いたします。

当社は、各役務提供期間満了後、本制度に基づき当社株式を交付するために開催する新株式の発行 又は自己株式の処分を決定する取締役会の決議(以下「交付取締役会決議」といいます。)に基づ き、対象取締役による金銭の払込み等を要しないで、当社株式を対象取締役に対し発行又は処分する ことにより交付いたします。

【本制度における報酬等の額の算定方法】

対象取締役に付与する

= 最終交付株式数(①)×当社株式の時価(②)

報酬等の額

- ※ ただし、上記2で定める上限金額の範囲内
 - ① 最終交付株式数

最終交付株式数は、対象取締役の役位毎に定められる株式報酬基準額(以下「役位別株式報酬基準額」といいます。)を下記イに定める基準株価で除して算出される基準交付株式数(ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。以下「基準交付株式数」といいます。)に、在任期間比率と役位調整比率を乗じた株式数とし、以下の式により算出されます。ただし、上記2で定める上限株式数の範囲内とします。

最終交付株式数 = 基準交付株式数(i)×在任期間比率(ii)×役位調整比率(ii)

i. 基準交付株式数

基準交付株式数は以下の式により算出されます(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。)。

基準交付株式数 = 役位別株式報酬基準額(ア) 基準株価(イ)

ア 役位別株式報酬基準額

各取締役に交付する最終交付株式数の算定方法のうち、役位別株式報酬基準額は、役位別の具体的

な金額を定めるものとします。

イ 基準株価

基準株価は、役務提供期間開始当初の取締役会の決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値を指します。)とします。

ii. 在仟期間比率

在任期間に応じて交付する株式数を按分するため、以下の式により算出されます。なお、月の途中で新たに就任又は退任した場合には1月在任したものとみなして計算します。

在仟期間比率

_ 役務提供期間中に在任した合計月数

役務提供期間の合計月数

iii. 役位調整比率

役位変更があった場合にその役位に対応した株式数を交付するように交付株式数を調整するため、 以下の式により算出されます。なお、月の途中で役位変更があった場合には新しい役位に1月在任し たものとみなして計算します。

当初役位の役位別株式報酬基準額×当初役位在任月数

役位調整比率 = +変更後役位の役位別株式報酬基準額×変更後役位在任月数

当初役位の役位別株式報酬基準額×役務提供期間中に在任した合計月数

② 当社株式の時価

交付取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値を指します。)

(2) 本制度に基づく株式交付の条件

本制度においては、各役務提供期間が終了し、以下の当社株式の交付要件を満たした場合に、対象取締役に当社株式を交付するものといたします。

- ①役務提供期間中に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位として在任したこと
- ②当社取締役会が定めた一定の非違行為がなかったこと
- ③役務提供期間開始日が属する事業年度の決算において、当社グループの連結経常利益が計上されたこと
 - ④当社取締役会が定めたその他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(3) 役務提供期間中の退任等の取扱い

上記(2)の定めにかかわらず、役務提供期間中に当社取締役会が正当と認める理由により対象取締

役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する場合その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合には、上記報酬枠の範囲内で、当社株式の交付に代えて、対象取締役の在任月数を踏まえて当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することができるものといたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(2)の定めにかかわらず、当社は、役務提供期間開始後に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、上記報酬枠の範囲内で、当社株式の交付に代えて、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める額の金銭を支給することができるものといたします。

(5) 株式の併合・分割等による調整

本制度に基づく株式の交付又は金銭の支給までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割によって増減する場合は、併合・分割(若しくは割当)の比率を乗じて本制度の算定に係る株式数を調整します。

【変更後の取締役の個人別の報酬等の決定方針の概要】

(1)役員報酬等の内容の決定に関する方針等

基本方針

当社の取締役報酬につきましては、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的とし、経営責任負担への対価として、十分かつ適正な水準で支給することを基本方針としております。

監査等委員以外の取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、職位に基づき支給される固定報酬、年度業績目標達成による短期株式報酬、長期経営目標達成による長期株式報酬で構成されており、固定報酬、短期株式報酬、長期株式報酬の配分比率は70%:10%:20%となることを目安とし、各取締役の職位および業績評価、報酬基準に基づき報酬等の額を決定しております。なお、監査等委員である取締役および社外取締役の報酬等は、その役割と独立性の観点から、固定報酬および長期株式報酬で構成されており、監査等委員以外の社外取締役の固定報酬および長期株式報酬の配分比率は80%:20%となることを目安とし、各取締役の職位および報酬基準に基づき報酬等の額を決定しております。

a固定報酬

固定報酬は、職位等に応じて決定し、金銭にて毎月支給しております。

株式報酬

· 短期株式報酬

監査等委員以外の取締役(社外取締役を除く)に対し、毎年の定時株主総会の開催日からその翌年の定時株主総会の開催日までの期間にわたって対象となる取締役が当社の取締役その他当社取締役会にて定める地位を有していること等を条件として、事前に定める算定方法により算定される数の当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を当該期間終了後に交付するものです。当社の短期的な経営管理の数値目標である「連結経常利益」を短期の数値目標として設定し、数値目標が達成された場合に支給いたします。

· 長期株式報酬

取締役に対し、毎年の定時株主総会の開催日から2年後の定時株主総会の開催日までの期間にわたって対象となる取締役が当社の取締役その他当社取締役会にて定める地位を有していること等を条件として、事前に定める算定方法により算定される数の当社株式を当該期間終了後に交付するものです。当社の長期的な経営管理の数値目標である当社株式の株価成長率が1.0を超えた場合に支給いたします。

- ②取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項、その他の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法
- ・委任を受ける者の氏名・地位および担当 代表取締役長 猪又將哲
- ・委任する権限の内容 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定
- ・適切に権限行使されるようにするための措置

代表取締役社長は、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬委員会の報告を得たうえで、上記について決定するものとします。

第8号議案 監査等委員である取締役以外の取締役に対する長期株式報酬に係る報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬額は、第5号議案を原案どおりご承認いただいた場合、年額350百万円以内(うち社外取締役分は年額50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)となりますが、今般、当社の監査等委員である取締役以外の取締役(以下「対象取締役」といいます。)に取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することなどにより当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠及び第7号議案における報酬枠とは別枠で、対象取締役を対象として新たに長期株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することにつきご承認をお願いいたします。

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、その概要は事業報告21頁に記載のとおりですが、本議案をご承認いただいた場合には、その内容を第7号議案末尾に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該方針に沿う内容の対象取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、本議案に基づき対象取締役に1年間に発行又は処分される株式の上限数の発行済株式総数(2021年6月30日時点)に占める割合は約0.1%であります。そのため、本議案の内容は、相当であると考えております。なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は7名(うち社外取締役は2名)となります。また、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

1. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、毎年の定時株主総会の開催日から2年後の定時株主総会の開催日までの期間(以下、かかる期間を各々「役務提供期間」といいます。)にわたって対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会にて定める地位を有していること等を条件として、下記3(1)に定める算定方法により算定される数の当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を各役務提供期間終了後に交付するものです。

2. 本制度に係る報酬の上限額及び株式総数の上限

本議案に基づき、対象取締役に支給する各役務提供期間に係る報酬の上限額は100百万円(うち社外取締役全員で10百万円)以内、対象取締役が発行又は処分を受ける各役務提供期間に係る当社株式の総数は23,000株(うち社外取締役全員で1,400株)以内といたします。なお、下記3(1)に定める算定方法により算出される付与金額の総額又は交付株式数の総数について、上限金額又は上限株式数を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲で、各対象取締役に対して交付する株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させることといたします。また、本議案が承認可決された

日以降、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。以下同じです。)によって増減する場合は、併合・分割(若しくは割当)の比率を乗じて上限株式数を調整いたします。加えて、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

3. 本制度における報酬等の内容

(1) 本制度における報酬等の算定方法

当社は、本制度において、下記に定める算定方法により、各対象取締役に交付する当社株式の数を決定いたします。

当社は、各役務提供期間満了後、本制度に基づき当社株式を交付するために開催する新株式の発行 又は自己株式の処分を決定する取締役会の決議(以下「交付取締役会決議」といいます。)に基づ き、対象取締役による金銭の払込み等を要しないで、当社株式を対象取締役に対し発行又は処分する ことにより交付いたします。

【本制度における報酬等の額の算定方法】

対象取締役に付与する

= 最終交付株式数(①)×当社株式の時価(②)

報酬等の額

※ ただし、上記2で定める上限金額の範囲内

①最終交付株式数

最終交付株式数は、対象取締役の役位毎に定められる株式報酬基準額(以下「役位別株式報酬基準額」といいます。)を下記イに定める基準株価で除して算出される基準交付株式数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。以下「基準交付株式数」といいます。)に、在任期間比率と役位調整比率を乗じた株式数とし、以下の式により算出されます。ただし、上記2で定める上限株式数の範囲内とします。

最終交付株式数 = 基準交付株式数 (i) ×在任期間比率 (ii) ×役位調整比率 (iii)

i. 基準交付株式数

基準交付株式数は以下の式により算出されます(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。)。

基準交付株式数 = 役位別株式報酬基準額(ア)

基準株価(イ)

ア 役位別株式報酬基準額

各取締役に交付する最終交付株式数の算定方法のうち、役位別株式報酬基準額は、役位別の具体的な金額を定めることを取締役会にて定めるものとします。

イ 基準株価

基準株価は、役務提供期間開始当初の取締役会の決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値を指します。)とします。

ii 在任期間比率

在任期間に応じて交付する株式数を按分するため、以下の式により算出されます。なお、月の途中で新たに就任又は退任した場合には1月在任したものとみなして計算します。

在任期間比率 = 役務提供期間中に在任した合計月数 役務提供期間の合計月数

ⅲ. 役位調整比率

役位変更があった場合にその役位に対応した株式数を交付するように交付株式数を調整するため、 以下の式により算出されます。なお、月の途中で役位変更があった場合には新しい役位に1月在任し たものとみなして計算します。

役位調整比率 = 当初役位の役位別株式報酬基準額×当初役位在任月数 +変更後役位の役位別株式報酬基準額×変更後役位在任月数 当初役位の役位別株式報酬基準額×役務提供期間中に在任した合計月数

②当社株式の時価

交付取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値を指します。)

(2) 本制度に基づく株式交付の条件

本制度においては、各役務提供期間が終了し、以下の当社株式の交付要件を満たした場合に、対象取締役に当社株式を交付するものといたします。

- ①役務提供期間中に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位として在任したこと
- ②当社取締役会が定めた一定の非違行為がなかったこと
- ③役務提供期間開始日が属する当社の事業年度(以下「対象事業年度」といいます。)の当社株価成長率が1.0を超えたこと

なお、当社株価成長率は、以下の式により算出されます。

当社株価成長率 = <u>B ÷ A</u> D ÷ C

- A: 対象事業年度の直前事業年度の第4四半期における当社株式終値の単純平均値
- B: 対象事業年度の第4四半期における当社株式終値の単純平均値
- C: 対象事業年度の直前事業年度の第4四半期における東京証券取引所における同業他社の株式の普通取引の終値(以下「同業他社株式終値」といいます。)の単純平均値
- D: 対象事業年度の第4四半期における同業他社株式終値の単純平 均値

※同業他社とは、事業内容や会社規模等を勘案し当社取締役会にて指定する会社群を指します。

④当社取締役会が定めたその他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(3) 役務提供期間中の退任等の取扱い

上記(2)の定めにかかわらず、役務提供期間中に当社取締役会が正当と認める理由により対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する場合その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合には、上記報酬枠の範囲内で、当社株式の交付に代えて、対象取締役の在任月数を踏まえて当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することができるものといたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(2)の定めにかかわらず、当社は、役務提供期間開始後に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、上記報酬枠の範囲内で、当社株式の交付に代えて、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める額の金銭を支給することができるものといたします。

(5) 株式の併合・分割等による調整

本制度に基づく株式の交付又は金銭の支給までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。以下同じです。)によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度の算定に係る株式数を調整します。

(6) 本制度に基づき交付する譲渡制限付株式の概要

本制度に基づき交付する当社株式には譲渡制限を付することとし、当社株式の交付に当たって、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとします。

- ① 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社株式(以下「本割当株式」という。)について、本割当株式の割当日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日(ただし、本割当株式の割当日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社取締役会が別途定めた日があるときは、当該日)までの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。
- ② 当社は、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- ③ 当社は、法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- ④ 上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

第9号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬に係る報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、第6号議案を原案どおりご承認いただいた場合、年額60百万円以内となりますが、今般、当社の監査等委員である取締役(以下「対象取締役」といいます。)について、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役を対象として新たに株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することにつきご承認をお願いいたします。本議案は、上記目的に沿う内容の対象取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、本議案に基づき対象取締役に1年間に発行又は処分される株式の上限数の発行済株式総数(2021年6月30日時点)に占める割合は約0.02%であります。そのため、本議案の内容は、相当であると考えております。なお、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は3名となります。また、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

1. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、毎年の定時株主総会の開催日から2年後の定時株主総会の開催日までの期間(以下、かかる期間を各々「役務提供期間」といいます。)にわたって対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会にて定める地位を有していること等を条件として、下記3(1)に定める算定方法により算定される数の当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を各役務提供期間終了後に交付するものです。

2. 本制度に係る報酬の上限額及び株式総数の上限

本議案に基づき、対象取締役に支給する各役務提供期間に係る株式報酬の上限額は20百万円以内、対象取締役が発行又は処分を受ける各役務提供期間に係る当社株式の総数は4,000株以内といたします。なお、下記3(1)に定める算定方法により算出される付与金額の総額又は交付株式数の総数について、上限金額又は上限株数を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲で、各対象取締役に対して交付する株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させることといたします。また、本議案が承認可決された日以降、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。以下同じです。)によって増減する場合は、併合・分割(若しくは割当)の比率を乗じて上限株式数を調整いたします。加えて、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、対象取締役の協議により決定することといたします。

3. 本制度における報酬等の内容

(1) 本制度における報酬等の算定方法

当社は、本制度において、下記に定める算定方法により、各対象取締役に交付する当社株式の数を

決定いたします。

当社は、各役務提供期間満了後、本制度に基づき当社株式を交付するために開催する新株式の発行 又は自己株式の処分を決定する取締役会の決議(以下「交付取締役会決議」といいます。)に基づ き、対象取締役による金銭の払込み等を要しないで、当社株式を対象取締役に対し発行又は処分する ことにより交付いたします。

【本制度における報酬等の額の算定方法】

対象取締役に付与する

= 最終交付株式数(①)×当社株式の時価(②)

報酬等の額

- ※ ただし、上記2で定める上限金額の範囲内
 - ① 最終交付株式数

最終交付株式数は、対象取締役の役位毎に定められる株式報酬基準額(以下「役位別株式報酬基準額」といいます。)を下記イに定める基準株価で除して算出される基準交付株式数(ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。以下「基準交付株式数」といいます。)に、在任期間比率と役位調整比率を乗じた株式数とし、以下の式により算出されます。ただし、上記2で定める上限株式数の範囲内とします。

最終交付株式数 = 基準交付株式数 (i)×在任期間比率 (ii)×役位調整比率 (iii)

i. 基準交付株式数

基準交付株式数は以下の式により算出されます(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。)。

基準交付株式数 = 役位別株式報酬基準額(ア)

- 基準株価(イ)

ア 役位別株式報酬基準額

各取締役に交付する最終交付株式数の算定方法のうち、役位別株式報酬基準額は、役位別の t 具体的な金額を定めることを取締役会にて定めるものとします。

イ 基準株価

基準株価は、役務提供期間開始当初の取締役会の決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値を指します。)とします。

ii. 在任期間比率

在任期間に応じて交付する株式数を按分するため、以下の式により算出されます。なお、月の途中で新たに就任又は退任した場合には1月在任したものとみなして計算します。

在任期間比率 = 役務提供期間中に在任した合計月数

役務提供期間の合計月数

iii. 役位調整比率

役位変更があった場合にその役位に対応した株式数を交付するように交付株式数を調整するため、 以下の式により算出されます。なお、月の途中で役位変更があった場合には新しい役位に1月在任し たものとみなして計算します。

当初役位の役位別株式報酬基準額×当初役位在任月数

役位調整比率 = +変更後役位の役位別株式報酬基準額×変更後役位在任月数

当初役位の役位別株式報酬基準額×役務提供期間中に在任した合計月数

② 当社株式の時価

交付取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値を指します。)

(2) 本制度に基づく株式交付の条件

本制度においては、各役務提供期間が終了し、以下の当社株式の交付要件を満たした場合に、対象取締役に当社株式を交付するものといたします。

- ①役務提供期間中に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位として在任したこと
- ②当社取締役会が定めた一定の非違行為がなかったこと
- ③役務提供期間開始日が属する当社の事業年度(以下「対象事業年度」といいます。)の当社株価成長率が1.0を超えたこと

なお、当社株価成長率は、以下の式により算出されます。

当社株価成長率

B ÷ A

A: 対象事業年度の直前事業年度の第4四半期における当社株式終

1. 値の単純平均値

B: 対象事業年度の第4四半期における当社株式終値の単純平均値 対象事業年度の直前事業年度の第4四半期における東京証券取

C: 引所における同業他社の株式の普通取引の終値(以下「同業他社 株式終値」といいます。)の単純平均値

D: 対象事業年度の第4四半期における同業他社株式終値の単純平 均値

※同業他社とは、事業内容や会社規模等を勘案し当社取締役会にて指定する会社群を指します。

④ 当社取締役会が定めたその他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(3) 役務提供期間中の退任等の取扱い

上記(2)の定めにかかわらず、役務提供期間中に当社取締役会が正当と認める理由により対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する場合その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合には、上記報酬枠の範囲内で、当社株式の交付に代えて、対象取締役の在任月数を踏まえて当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することができるものといたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(2)の定めにかかわらず、当社は、役務提供期間開始後に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、上記報酬枠の範囲内で、当社株式の交付に代えて、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める額の金銭を支給することができるものといたします。

(5) 株式の併合・分割等による調整

本制度に基づく株式の交付又は金銭の支給までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。以下同じです。)によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度の算定に係る株式数を調整します。

(6) 本制度に基づき交付する譲渡制限付株式の概要

本制度に基づき交付する当社株式には譲渡制限を付することとし、当社株式の交付に当たって、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとします。

- ① 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社株式(以下「本割当株式」という。)について、本割当株式の割当日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日(ただし、本割当株式の割当日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社取締役会が別途定めた日があるときは、当該日)までの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。
- ② 当社は、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- ③ 当社は、法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- ④ 上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

以上

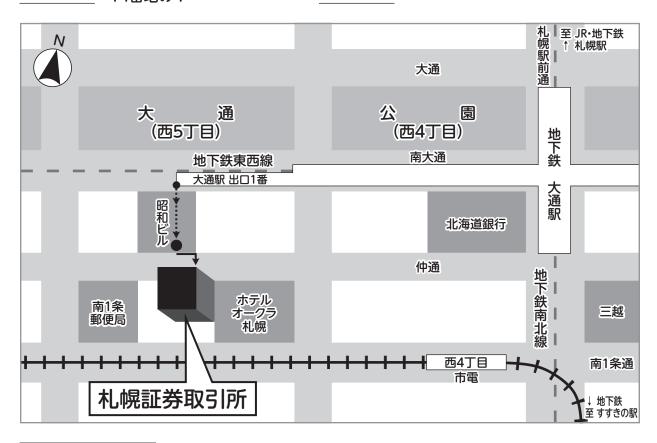
第22期 定時株主総会会場ご案内

会 場

札幌証券取引所 2階会議室

住 所

札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 TEL 011-241-6171 (代表) 14番地の 1



交通のご案内

最寄り駅からのアクセス

地下鉄南北線・東西線・東豊線「大通」駅出口1番(昭和ビル) から徒歩2分

サステナビリティへの取り組み

当社は会社の成長を、人や環境に配慮したものであるべきと位置づけ、SDGs (2030年までに国際社会が目指す 共通の目標)で示されているグローバルな課題解決や、ESG(環境・社会・ガバナンス)に対する社会の課題や 期待に対して、主に5つのMissionを掲げて「持続可能な世界」の実現を目指して積極的に取り組んでおります。

5つのMission

Mission 1

ライフステージに合わせて選べる働き方、 多様な生活スタイルの実現を目指します

Mission 2

多様な視点・価値観を有する人財が活躍できるよう ダイバーシティの推進に取り組みます

Mission 3

再生可能エネルギー事業を通して 環境保護・保全活動に取り組みます

Mission 4

通信サービス・Wi-Fiを通して 人々の生活や教育にイノベーションを図ります

Mission 5

通信サービスやIoTを通して 地域社会の安全・情報伝達に貢献します



8 働きがいも 経済成長も















SUSTAINABLE GOALS























SDGs 持続可能な開発目標

SDGs (持続可能な開発目標)とは、 2001年に策定されたミレニアム開 発目標 (MDGs) の後継として、 2015年9月の国連サミットで採択 された「持続可能な開発のための 2030アジェンダーにて記載された 2030年までに持続可能でよりよい 世界を日指す国際日標です。

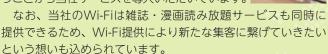
取り組み

医療機関が院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供することができるよう、Wi-Fi整備の推進が進められて います。当社は、現在病院・クリニック等医療機関向けのWi-Fi導入の促進をしております。

事例 1 医療機関向け Wi-Fi

某耳鼻咽喉科クリニック様では、来院した 患者様向けにWi-Fiを設置いただいております。

待合室では親御様がお子さまと一緒に動画を ご覧になられていることが多く、少しでも快適 に診察をお待ちいただける環境を作りたいとい うことから当社サービスを導入いただいています。



事例 2 ワクチン接種会場向けイベント Wi-Fi

地方自治体向けに約55台のWi-Fiアクセスポイントを導入 いただいております。

COVID-19のワクチン接種会場にはワクチン管理システム・ 接種者管理システム等のためにインター ネット回線が必須です。

ワクチン接種会場にはインターネット 回線が敷設されていないこともまだ多い ため、短期間で構築できるイベント Wi-Fiの需要が高まっております。





株主優待制度のご案内 🚜

当社では、株主の皆様からの日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式を中長期的に保有いただくことを願い、株主優待制度を導入しております。

株主優待制度の利用方法及び内容

1 株主優待ポイントの使用方法及び内容

株主様が保有する株式数及び保有期間に応じて株主優待ポイントを進呈し、株主様限定のプレミアム優待 倶楽部サイトにおいて、そのポイントと食品、電化製品、ギフト等に交換できます。

- ※ポイントは、次年度へ繰越すことができます (ポイントは最大2年間有効です)。
- ※2020年12月末を開始日として2年以上当社株式を保有している株主様は1.1倍のポイントを受取ることができます。
- ※ポイントを繰越す場合、次回権利確定日現在の株主名簿に同一の株主番号で記載されていることが条件になります。

「株主様限定のプレミアム優待倶楽部」 https://fibergate.premium-yutaiclub.jp/









2対象となる株主様

12月末及び6月末現在の株主名簿に記載又は記録された当社株式3単元(300株)以上保有する株主様を対象といたします。

株主優待のお申込みには、ファイバーゲート・プレミアム優待倶楽部にてお申込みならびにご登録をして いただく必要があります。

3贈呈時期

株主優待ポイントは、毎年2月上旬、8月上旬に贈呈させていただきます。



4